

発行:クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com



答申後の地域別最低賃金改定額の取りまとめ状況

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今日までに答申した平成29年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

これは、7月27日に厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成29年度地域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果を取りまとめたものです。



答申での全国加重平均額は昨年度から25円引き上げの848円

答申された平成29年度の改定額および発効予定年月日について、中国・四国地方9県の状況を抜粋してお知らせします。

都道府県名	改定額【円】	引上げ額【円】	発効予定年月日
鳥取	738 (715)	23	平成29年10月6日
島根	740 (718)	22	平成29年10月1日
岡山	781 (757)	24	平成29年10月1日
広島	818 (793)	25	平成29年10月1日
山口	777 (753)	24	平成29年10月1日
徳島	740 (716)	24	平成29年10月5日
香川	766 (742)	24	平成29年10月1日
愛媛	739 (717)	22	平成29年10月1日
高知	737 (715)	22	平成29年10月13日

※()内は平成28年度地域別最低賃金額

今回の改定による全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げとなりました。最高額は東京都の958円、最低額は高知県等8県の737円です。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、9月30日から10月中旬までに順次発効される予定です。

今年度の地域別最低賃金の引上げを受け、最低賃金を基準に労働者の給与を定めている会社においては、知らない間に最低賃金を下回っていたという事態にならないよう、今のうちに賃金の見直しを行っておきましょう。最低賃金を下回る賃金で労働をさせることは違法になります。

賃金制度の設計、見直しは、お気軽に当事務所にご相談ください。

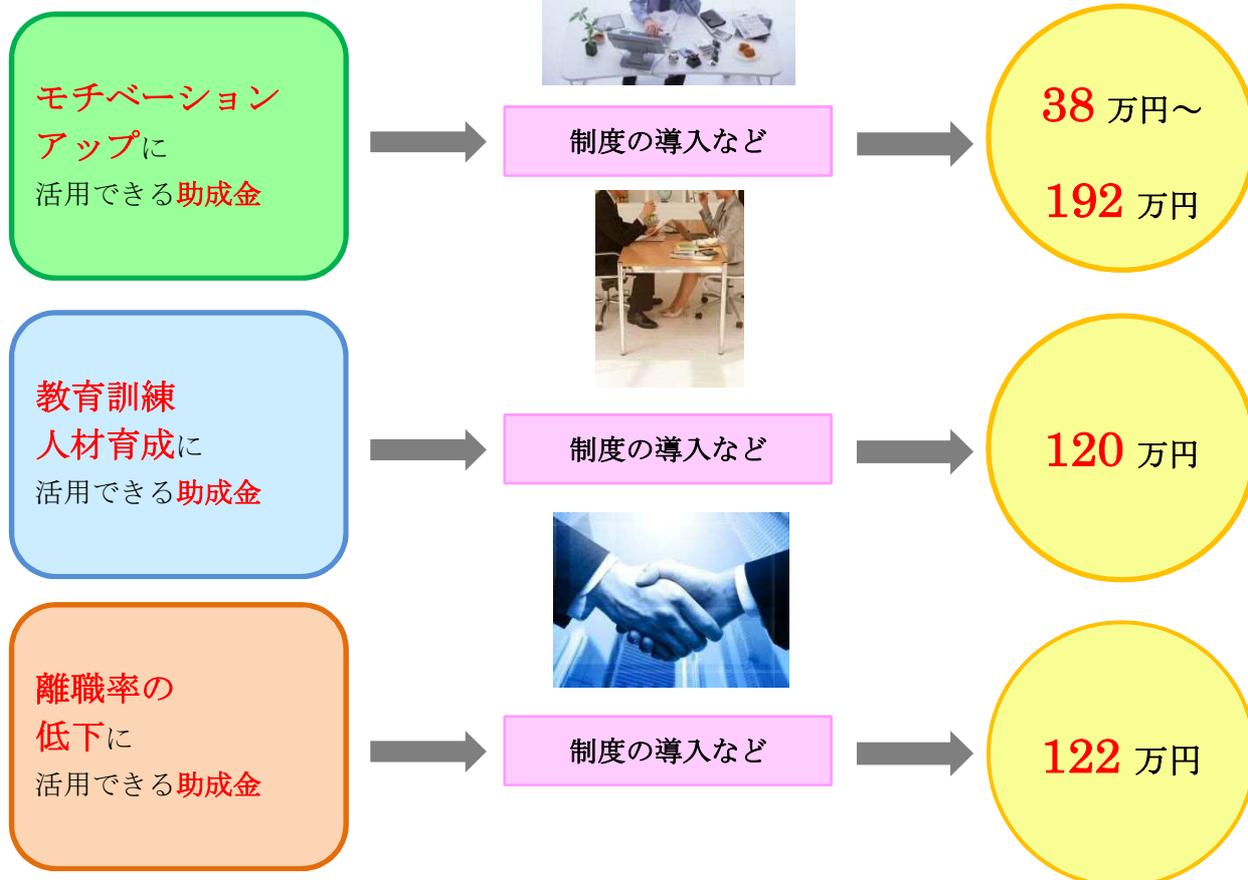
政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017 (いわゆる骨太方針 2017)」などでも、最低賃金について、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。



採用や職場定着に使える助成金

採用や職場定着に活用できる助成金を一挙にご紹介します。
社員のモチベーションアップや教育訓練、人材育成などに活用できますのでぜひご活用ください。

鳥の目で見る



※助成金は予算の関係上、制度が変更になる場合や受給するための条件が複数あるため、すべての事業所がもらえるとは限りません。

虫の目・魚の目で見る

申請できる助成金は業種が限られることも多いですが、これらの助成金はその制限がありません。

また、今年度より「生産性要件」を満たした場合、多くの助成金で、その助成額が又は助成率が大幅に割増されます。生産性向上に向けて取り組む会社を支援することを目的として、新設された制度です。

この要件を満たすには助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

- ① その3年前に比べて6%以上伸びていること。または、
- ② その3年前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること。（金融機関から一定の事業性評価が必要）

助成金の利用を検討される場合は、是非、当事務所にご相談ください。

Q. 面接で必ず確認したほうが良いことは何ですか？



A. 前職の退職理由等の確認、過去の話についての質問をしましょう。

進学、就職、転職といった節目の出来事について「なぜ、その選択肢を選んだのか」「どういう考え方でその結論に辿り着いたのか」を質問していくと、だんだんと、何を大切にしている どんなことを考えて どういう行動をする人 なのかという個性が見えてきます。

「過去の出来事について質問すること」が、自社に合った人かどうかを判断するためには、非常に有効です。不確実な未来の話よりも、変えることのできない過去の話聞くことで、応募者の人柄を理解できます。

また、応募者の病歴についても必ず確認してください。

面接時の病歴に関する質問はNGと思われがちですが、病歴の確認をすることは問題ありません。口頭での病歴の確認に抵抗がある場合には、アンケート等で尋ねる方法も有効です。

健康状態に問題のある応募者を採用してしまった場合でも、採用取り消しや解雇は簡単に行えず、トラブルを招く恐れがあります。入社前に確認しておくことで、会社は有利に話し合いをすすめることができますので、採用面接の段階で応募者の健康状態について、人権侵害にならない範囲で申告してもらうことが大切です。

また、労働条件全般については必ず面接時に伝え、採用担当者と応募者双方で確認するようにしてください。面接時にきちんと確認することで、入社後のトラブルを減らせることができます。確認しなければいけない内容を明確しておくためにも、面接時のチェックシートを作成することをお勧めします。

トビウタ 雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額などの変更

平成29年8月1日から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額、育児休業給付・介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限等が変更されています。

※高年齢雇用継続給付の変更点は、前号でご紹介しておりますので、前号をご確認ください。

育児休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限等

<育児休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限>

平成29年7月31日まで：14,150円 → 平成29年8月1日から：14,910円

<介護休業給付の計算に用いる休業開始時の賃金日額の上限>

平成29年7月31日まで：15,550円 → 平成29年8月1日から：16,410円



確認 育児休業給付・介護休業給付の支給額

支給額は、一の支給単位期間（休業開始日を基準として区切った1か月）について、次の額です。

原則 育児休業給付 $\text{休業開始時の賃金の月額} \times 50\%$ （最初の180日目までは67%）

介護休業給付 $\text{休業開始時の賃金の月額} \times 67\%$

例外 休業中に事業主から賃金が支払われた場合

休業中に支払われた賃金の月額と、育児休業給付・介護休業給付の額との合計が、休業開始時の賃金の月額の80%を超えないように、育児休業給付・介護休業給付の額が調整されます。

※ 休業開始時の賃金の月額とは、「休業開始時の賃金日額×支給日数〔原則30日〕」のことです。

トビックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました**（改正前：38万円超76万円未満）。

◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



番外

厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの18.182%から0.118%引き上げられ、「**18.3%**」となります。

この保険料率は「**平成29年9月分(10月納付分)から**」の保険料を計算する際の基礎となります（健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません）。

お仕事 カレンダー 9月

- | | |
|------|---|
| 9/10 | <ul style="list-style-type: none"> ●一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ●8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 9/30 | <ul style="list-style-type: none"> ●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ●7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告 ●10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告 |



KurouDoからのお知らせ

9月27日(水)は社員旅行につき、臨時休暇とさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。